

ビルクリーニング外国人材受入支援センター 利用登録内規

平成31年1月23日制定

令和2年5月26日改正

(目的)

第1条 ビルクリーニング外国人材受入支援センター利用登録規約（以下「規約」と言う。）に定める利用登録要件等の詳細について定めることを目的とする。

(利用登録申請書)

第2条 利用登録規約第4条第1号の「利用登録申請書」の記載事項は下記各項目を主として構成し、様式は別紙1のとおりとする。

- (1) 法人名／所属する都道府県ビルメンテナンス協会名
- (2) 法人住所／連絡先
- (3) 法人代表者／住所・連絡先
- (4) 法人担当責任者／住所・連絡先
- (5) 実績（全体取扱件数、ビルクリーニング職種取扱件数）
- (6) この他必要な事項

(添付書類)

第3条 利用登録申請書に下記各号の書類を添付して申し込みを行う。

- (1) 1号法人にあつては、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の建築物清掃業または建築物環境衛生総合管理業の登録を証する書類の写し
ただし、利用登録規約第5条(4)のただし以降に該当する企業については、本写しの提出を免除されることがある。
- (2) 2号法人にあつては、監理団体許可書の写し
- (3) 3号法人にあつては、送出国の認可書の写し
- (4) 2号法人及び3号法人にあつては、登記事項証明書
- (5) 2号法人及び3号法人にあつては、事業概要を説明した書類
- (6) ビルクリーニング技能実習指導者講習会の修了証又は同講習会の受講申請誓約書
- (7) この他必要な書類

(指定講習会)

第4条 規約第5条第1項の第4号、第5号及び第6号の「本センターが指定する講習会」とは、ビルクリーニング職種の実習及び技能検定試験に関するに知識・情報の取得を目的とし、本センターが毎年1回開催する「ビルクリーニング外国人材技能指導者講習会」のことを言う。

(利用登録の更新)

第5条 規約第6条第2項の利用登録の更新とは、第2条及び第3条に定める添付書類を提出することにより更新できる。

(付則)

この規約は平成31年1月23日から施行する。

(付則)

この規約は令和2年5月26日から施行する。